

第二百二十七号議案

東京都動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和二年五月二十七日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

東京都動物の愛護及び管理に関する条例（平成十八年東京都条例第四号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「動物の」を「動物（犬及び猫を除く。）の」に、「動物が」を「当該動物が」に改める。

第八条中「及び第五条第三項」を削る。

第十条中「動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和五十年政令第七号）別表に規定する動物」を「法第二十五条の二に規定する特定動物」に改め、「の各号」を削る。

第十二条第一項中「ことができる」を「よう努めるものとする」に改める。

第十六条第一項中「動物取扱責任者研修」の下に「（同条第四項の規定により委託を受けた者が実施する研修を含む。以下同じ。）」を加える。

第十六条の二及び第十六条の三中「第二十四条の二」を「第二十四条の二の二」に改める。

第三十二条第一項中「知事は、」の下に「法第三十七条の三第一項の事務並びに」を加え、「、法第二十四条」を削り、「監視及び指導」を「事務」に改める。

第三十五条中「第三十四条第一項第八号」を「前条第一項第八号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第三十九号）の施行による動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。